

## 九州大学大学院比較社会文化学府論文博士（乙）の学位論文取扱内規

（趣旨）

第1条 この内規は、論文提出による博士の学位論文の取扱いについて、九州大学学位規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この内規に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）学位規則 九州大学学位規則をいう。
- （2）本学府 九州大学大学院比較社会文化学府をいう。
- （3）教授会 本学府の教授会をいう。
- （4）学府長 本学府の長をいう。
- （5）論文 博士論文をいう。

（提出資格）

第3条 論文を提出することのできる者は、教授会構成員である教員が、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認めたとする。

（論文の提出）

第4条 論文の審査を受けようとする者は、前条の教員を経て、学府長に論文を提出するものとする。提出する論文は及び添付書類は、次のとおりとする。

- （1）主論文（仮綴じで可） 2冊
- （2）参考論文（ある場合） 1冊
- （3）学位申請書 1通（別紙様式1－2）
- （4）論文目録 1通（別紙様式2）
- （5）論文内容の要旨 1通（別紙様式3）
- （6）履歴書 1通（別紙様式4）
- （7）学位記表記文字等について 1通（別紙様式7）
- （8）学位論文調書 1通（別紙博乙様式1）
- （9）業績目録 1通（別紙博乙様式2）
- （10）承諾書（主論文が共著論文の場合） 1通（別紙博乙様式3）

2 共著論文を主論文として提出できる者は、共同研究において主な役割をつとめ、その成果が共著論文の核心をなしていることが明確であり、かつ、その者が共著者名の筆頭に位置しており、申請に関して他の共著者の承諾書を取得しているものとする。

（提出時期）

第5条 前条の論文提出については、その提出時期は特に定めない。

（予備調査委員会）

第6条 学府長は、論文の提出があったときは、論文の受理の可否をあらかじめ審査させるため、教授会に諮り、予備調査委員会を置くものとする。

- 2 予備調査委員会は、5人（主査1人、副査4人）の予備調査委員をもって構成する。
- 3 予備調査委員会の主査は、紹介教員とし、予備調査委員会設置申請書（別紙博乙様式4）を学府長に提出しなければならない。
- 4 予備調査委員会の副査は、主査が選考し、教授会において可否の投票（可は、出席者

の過半数の賛成が必要である。)により決定するものとする。

5 予備調査委員に欠員が生じた場合は、学府長が紹介教員と協議のうえ、補充するものとする。

6 第4項の予備調査委員の選考にあたっては、必要に応じ、本学府以外の教員等を加えることができるものとする。

(論文内容等の予備調査)

第7条 予備調査委員は、論文を受理すべきか否かについて論文の内容等を調査するものとする。

2 主査は、その結果を別紙博乙様式5-1から5-3のいずれかにより、学府長に報告するものとする。

(論文の受理)

第8条 学府長は、前条の報告に基づき、教授会に論文の受理の可否を諮るものとする。

2 受理の可否は、投票により行うものとし、出席者の過半数の賛成をもって受理するものとする。

3 論文を受理された者は、総長が定める審査手数料を速やかに納付するものとする。

(論文調査委員の選定)

第9条 教授会は、総長から付託された論文を審査するため、学位規則第17条第2項及び第3項の論文調査委員を定めて、論文の調査を行わせるものとする。

2 論文調査委員は、原則として第6条第2項に定める予備調査委員を充てるものとする。

(公開審査)

第10条 論文調査委員は、公開による論文の調査及び学力の確認を行う。

2 主査は、前項の公開による論文の調査及び学力の確認を行う期日を、2週間前までに論文提出者に通知するものとする。

3 主査は、公開審査の開催を別紙博乙様式6により、学府長に届け出るものとする。

4 学府長は、前項の届出に基づき、公開審査について、公示するものとする。

(論文の調査及び学力の確認)

第11条 論文の調査にあたっては、学位規則第18条の規定により行う。

2 学力の確認にあたっては、学位規則第19条の規定により行う。

3 主査は、論文の調査及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨を別紙様式6-1、6-2、別紙博乙様式第7-1、別紙博乙様式第7-2及び主論文(仮綴じで可)により学府長に報告するものとする。

(学位論文公表データの提出)

第12条 学位授与資格有無の審査を受ける者は、公開審査の後、博士論文の要旨のデータ、論文の全文データ及び博士論文のインターネット公表確認書を、学位授与資格有無の決定を審議する教授会の前に、学府長に提出するものとする。

2 博士論文の要旨のデータと論文の全文データは、原則として学位授与日から2月以内にインターネット上で公表することとする。

3 前項のデータの公表にあたっては、次の各号の理由がある場合は、博士論文インターネット公表確認書の提出により非公開とすることができる。

(1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由によりインターネットの利用に

よる公表ができない。

(2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用による公表ができない。

(3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる。

(4) その他学府においてやむを得ない事由があると認められる場合。

4 データ提出後に誤記等が発見された場合は、学位授与日から1月以内に正誤表を提出すれば、公表の際に反映させることができる。

(教授会の審議)

第13条 学府長は、第11条第3項の報告を受けたときは、学位規則第14条に定める教授会（構成員の3分の2以上の出席が必要である。）を招集するものとする。

2 論文調査委員会は、前項の教授会において論文の調査及び最終試験の結果について、第11条第3項に定める様式等により、報告を行うものとする。

3 教授会は、前項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを投票（可は、出席者の3分の2以上の賛成が必要である。）により決定する。

(その他)

第14条 この内規に定めるもののほか、九州大学大学院比較社会文化学府論文博士の学位論文の取扱いについて必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年11月1日から施行する。